

京都府食の安心・安全推進条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月14日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第6号

京都府食の安心・安全推進条例施行規則

(遺伝子組換え食用作物に係る周知)

第1条 京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）第18条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第18条第1項の知事が定める範囲内に居住する者
- (2) 遺伝子組換え食用作物の出荷先
- (3) 条例第18条第1項の知事が定める範囲内において栽培される一般食用作物を直接集荷する者
- (4) 栽培者が遺伝子組換え食用作物の栽培を行うほ場（栽培を行う施設を含む。以下同じ。）に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者
- (5) 条例第18条第1項の知事が定める範囲内において一般食用作物を栽培する者がその栽培を行うほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者
- (6) その他知事が必要と認める者

(遺伝子組換え食用作物に係る報告)

第2条 条例第18条第3項の規定による報告は、別記第1号様式により、遺伝子組換え食用作物の栽培を開始する日の90日前までに行うものとする。

2 条例第18条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 遺伝子組換え食用作物の種類名称
- (3) 遺伝子組換え食用作物の栽培場所
- (4) 遺伝子組換え食用作物の栽培に係る期間
- (5) 遺伝子組換え食用作物の栽培に係るほ場の構造及び規模
- (6) 遺伝子組換え食用作物の栽培に係る管理責任者の氏名及び連絡先
- (7) 遺伝子組換え食用作物に係る交雑混入防止措置の内容
- (8) 遺伝子組換え食用作物に係る遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定による承認の状況並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する基準又は規格に適合しているかどうかの確認の状況
- (9) 遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る周知の状況
- (10) 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法
- (11) 遺伝子組換え食用作物の栽培が終了した後の当該ほ場の使用の方法
- (12) 遺伝子組換え食用作物の栽培に係る緊急時の措置
- (13) その他知事が必要と認める事項

(立入検査の身分証明書の様式)

第3条 条例第20条第2項に規定する証明書は、別記第2号様式によるものとする。

(公表)

第4条 条例第21条第1項の規定による公表は、京都府公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(施策提案書等の様式)

第5条 条例第23条第1項の規定による提案は、別記第3号様式によるものとする。

2 条例第23条第2項の規定による通知は、別記第4号様式によるものとする。

(審議会の会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(会長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

遺伝子組換え食用作物の栽培に関する報告書

年 月 日

京都府知事 様

栽培者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

印

連絡先（電話番号）

遺伝子組換え食用作物の栽培について、京都府食の安心・安全推進条例第18条第3項の規定により、次のとおり報告します。

種類の名称		
栽培場所		
栽培期間	年 月 日から 年 月 日まで	
ほ場の構造及び規模	構造	
	規模	m ²
管理責任者の氏名及び連絡先	電話番号	
交雑混入防止措置の内容	交雑防止措置	
	混入防止措置	
	交雑の有無を確認するための方法	
関係法令に基づく承認・確認の状況	カルタヘナ法に基づく承認の状況	承認年月日（年 月 日）
	食品衛生法に係る確認の状況	確認年月日（年 月 日）
	飼料安全法に係る確認の状況	確認年月日（年 月 日）
栽培内容の周知の状況		
収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法	運搬の方法	
	管理の方法	
	出荷の方法	
	使用の方法	
栽培が終了した後のほ場の使用の方法		
緊急時の措置		

- 備考 1 「関係法令に基づく承認・確認の状況」の欄の「カルタヘナ法」とは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律をいい、「飼料安全法」とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律をいいます。
- 2 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条第1項に規定する第一種使用規程、栽培場所付近の見取図並びにほ場の構造及び規模を示す図面を添付してください。
- 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができます。

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表）

12cm	
第 号	
京都府食の安心・安全推進条例 第20条第2項に規定する身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
この証明書を携帯する者は、京都府 食の安心・安全推進条例（平成17年京都 府条例第53号）第20条第1項の規定によ り立入検査を行う職員である。	写 真 は り 付 け 欄
年 月 日交付	
京都府知事	印
	8cm

（裏）

京都府食の安心・安全推進条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

食の安心・安全の確保に関する施策提案書

年 月 日

京都府知事 様

提案者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

連絡先（電話番号）

京都府食の安心・安全推進条例第23条第1項の規定により、次のとおり 施策の策定
施策の改善
施策の廃止 につい

て提案します。

提 案 の 内 容	（提案に係る施策） （施策について求める措置） （理 由）
提案の端緒となった 事案の概要	
事務担当課等	
備 考	

- 注 1 印の欄は記入しないでください。
2 施策の提案に当たって参考となる資料があれば、添付してください。
3 この提案制度は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について提案を
求めるものであり、個別の事案に対する要望は対象となりませんので、御注意ください。

第4号様式（第5条関係）

食の安心・安全の確保に関する施策検討結果通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事

印

年 月 日付けで提案のあったことについて、京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第23条第2項の規定により、次のとおり検討しましたので、その結果を通知します。

提 案 の 概 要	
検 討 結 果 の 内 容	
事 務 担 当 課 等	
備 考	